栃木県公報

令和８(2026)年
10月30日(金)
号　外
第 56 号

目　　次

企　業　局

○栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正…… 1

企　業　局

栃木県公営企業訓令第２号

本　　庁
発電管理事務所

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年10月30日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和61年栃木県公営企業訓令第９号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「（※１）（※３）　２回／月」を「（※１）　２回／月」に、

「

	（※２） 外　部　点　検		（※３） １回／３年	（※２） 水車の外部点検は、抜水して行う。
	（※３） 測　定　試　験		（※３） １回／３年	
	（※３） 内　部　点　検		（※３） １回／10年	（※３） 点検結果、測定結果等により設備保安上問題がないと判断される水車及び発電機の内部点検については、ひん度を１回／15年まで減少することができる。この場合において、最後に内部点検を行った年度の翌年度から起算して12年を経過した後の電気工作物（水路工作物を除く。）の巡視のひん度は４回／月、水車及び発電機の外部点検及び測定試験のひん度はそれぞれ１回／２年とする。
主要変圧器	外　部　点　検		１回／３年	

」を

「

	（※２） 外　部　点　検		１回／３年	（※２） 水車の外部点検は、抜水して行う。
	測　定　試　験		１回／３年	
	（※３） 内　部　点　検		（※３） １回／10年	（※３） 点検結果、測定結果等により設備保安上問題がないと判断されるものについては、ひん度を１回／15年まで減少することができる。
主要変圧器	外　部　点　検		１回／３年	

」に

改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第３（第12条関係） 定期的な巡視、点検及び検査の基準	**別表第３**（第12条関係） 定期的な巡視、点検及び検査の基準
略	略
（注）　１　巡視とは、電気工作物の異常を発見するため、目視など巡視者の五感を用いる方法その他適切な方法によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。 ２～７　略	（注）　１　巡視とは、電気工作物の異常を発見するため、目視など巡視者の主として五感によって設備の外観、計器表示などを見回り、運転支障を伴わない軽微な手入れを行うことをいう。 ２～７　略
別表第４（第12条、第14条、第15条関係） 細　則　一　覧	**別表第４**（第12条、第14条、第15条関係） 細　則　一　覧

項　目	規　程　・　要　領
１　運転、操作、保守に関するもの	
(1) 水力発電関係	栃木県営発電所等運用操作基準 発電所標準操作要領
(2) 土木関係	栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作規程
２　非常災害に関するもの	栃木県地域防災計画 栃木県企業局本庁災害等執務要領 防災対策要領

項　目	規　程　・　要　領
１　運転、操作、保守に関するもの	
(1) 水力発電関係	栃木県営発電所等運用操作基準 発電所標準操作要領
(2) 土木関係	栃木県営川治第二発電所小網ダム操作規程 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作規程
２　非常災害に関するもの	栃木県地域防災計画 栃木県企業局災害等執務要領 防災対策要領

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

（電気課）